

## 長崎県産業廃棄物税換算係数表

産業廃棄物の種類	換算係数
(1) 燃え殻	1.14
(2) 汚泥	1.10
(3) 廃油	0.90
(4) 廃酸	1.25
(5) 廃アルカリ	1.13
(6) 廃プラスチック類	0.35
(7) 紙くず	0.30
(8) 木くず	0.55
(9) 繊維くず	0.12
(10) 動植物性残さ	1.00
(11) 動物系固形不要物	1.00
(12) ゴムくず	0.52
(13) 金属くず	1.13
(14) ガラスくず、コンクリートくず(16)を除く。)及び陶磁器くず	1.00
(15) 鋳さい	1.93
(16) がれき類	1.48
(17) 動物のふん尿	1.00
(18) 動物の死体	1.00
(19) ばいじん	1.26
(20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00
<b>備 考</b> 1 この表の(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物(7)から(20)までに掲げるものを除く。)を、(7)から(19)までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法施行令第2条第1号から第12号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物をいう。 2 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。	

「長崎県産業廃棄物税換算係数表」の取り扱いについて

産業廃棄物の数量を算出する際、この表を使用する場合は、次のことを注意してください。

- ・この表は、産廃税の算出の際、産業廃棄物の重量がわからない場合に使用するもので、解体以前の工作物等の重量を算出するものではありません。  
(この表の換算係数は、産業廃棄物を処分場へ搬入する状態の空隙を考慮したものです。)
- ・廃棄物になる以前の状態に、比重、換算係数があるものは、それを使用し、廃棄物になる以前の状態の重量を廃棄物重量としてください。